

資料

日仏担保法セミナー・二〇二一年オールドナンスによる動産債権担保法改正の動向 債権や通貨を目的とする担保

オーギュスタン・エネス
齋藤 由起／訳

債権や通貨を目的とする担保

1. 通貨 (monnaie) および金銭債権 (créances de somme d'argent) —— 実務において、現実に担保に供され得るのは「債権の中でも」金銭債権のみである——は、債権者にとって非常に魅力的な積極財産である。一定額の金銭を目的とする担保の場合には直接的に、または金銭債権を目的とする担保の場合には間接的に、これらの担保によって、債権者は、精算というプロセスを経ることなく直ちに弁済を受けることが可能である。担保の目的である金額や担保目的債権の弁済として受領した金額を自己に帰属させることによって、債権者は、直ちに満足を受ける。

2. 二〇二一年九月一五日のオールドナンス以来¹⁾、フラン

ス法には、通貨や債権を目的とする担保として、債権質、(一般法〔民法典〕またはダイイ法による)債権譲渡、そして金銭質(民法典では、「担保目的の金銭譲渡」と称される)の三種の担保が存在する。

債権質は古くから認められており、その制度は二〇〇六年三月二三日の担保法改正オールドナンスの際にすでに実質的に現代化されていた。二〇二一年九月一五日のオールドナンスは、二〇〇六年改正によって現代化された債権質の制度を刷新せずいくつかの点で明確化しただけであったが、これは重大な影響を生じるものであった。とりわけ、二〇二一年のオールドナンス以降、質権債権者は、担保目的債権

に対する留置権を認められている。

担保目的の債権譲渡もまた、一九八一年一月二日のダイイ法以来（現在では、通貨金融法典 L. 三三三—二三条以下）、フランス法において明文化され、非常に広く使われてきた。しかし、担保目的の債権譲渡は、一定の取引（企業向け信用）と一定の債権（事業債権）に限定されており、これを利用できるのは、一定の債権者（信用機関およびこれに準ずる機関）に限られていた。判例は、これまで、この厳格な枠組みの外で担保目的の債権譲渡を利用することを禁じてきたが、まさに二〇二一年九月一五日のオルドナンスが、折よくその利用を自由化した。現在では、債権は、ダイイ明細書を用いてであり、一般法上の債権譲渡の方式によってであり、担保目的で譲渡され得る。

さらに、担保目的の金銭譲渡は、金銭質（*gage espèce*）や保証金（*dépôt de garantie*）という呼称で、実務では以前から非常によく使われていた。この担保は、日常的に使われており、判例がその有効性を認めて明言してきたにもかかわらず³⁾、民法典に規定がなかった。この欠缺は現在では埋められている。というのも、今回の改正により、民法典二三七四条ないし二三七四—六条が、「担保目的の金銭譲渡（*Cession de somme d'argent à titre de*

garantie）」という名称で金銭質に割り当てられているからである。

3. 理論的には、これらの三つの担保が異なるものであることは一目瞭然であり、これらの識別は容易である。これらの担保は、担保目的財産とこれらの担保が用いる「財産の」担保への充当方法によって区別される。債権質は、債権を担保目的財産とし、質権債権者に排他的な弁済受領権（*droit exclusif au paiement*）を付与するに過ぎない。

債権譲渡の担保目的財産もこれと同じであるが、譲受人たる債権者に所有を与えることに基礎を置いており、譲受人たる債権者は担保に供された債権の名義人になる。金銭質もまた信託的な担保であるが、その対象は金銭である。したがって、アプリオリには、これらを混同したり、目の前にある所与の担保について採用すべき性質決定について迷いを生じたりする理由など全くない。

しかしながら、実務においては、異なる二つの担保を利用することが考えられる場合が存在し得る。

4. したがって、本報告では、債権または通貨上の多種多様な担保が競合する場合を検討したあとで（I）、フランス法における債権および通貨上の担保の設定（II）および効果（III）を規律する規定を検討する必要がある。

I 債権や通貨を目的とする担保の多様さ

5. 多くの場合において、設定すべき担保の類型については、当事者には選択肢がないか、とるべき一つの選択肢がはつきりしている。というのも、担保に供される財（債権または通貨）の性質は明らかだからである。例えば、不動産の取得者が、当該不動産の賃貸借から生じる賃料を使って当該不動産を取得するために受けた融資を担保したいと望む場合には、債権譲渡か債権質を選択するしかない。この場合には、両者の違いは、担保債権者に与えられる権利の性質が、所有であるか、それとも排他的弁済受領権を担保債権者に与える単なる優先権であるかにある。同様に、賃貸借契約書の文面で、賃借人が賃料の支払を担保するために賃貸人に一定額を支払うこと、および、この金額は賃借人の口座から引き落とされて賃貸人の口座の貸方に記入されることが合意されるときには、それは、間違いなく金銭質である。というのも、担保の目的財産は一定額のお金（une somme d'argent）であり、この金額について債権者は自由な処分権を取得するからである。

しかし、これらの区別や選択肢は、一定の場面ではより

不明確になりうる。すなわち、担保目的財産が預金通貨である場合（A）、および、債権がダイイ法および一般法の規定に基づいて担保目的で譲渡され得る場合（B）である。

A 預金通貨の担保としての引当て

6. 預金通貨とは、口座への記帳から生じ、口座の所有者に、当該預金通貨が記帳された口座の開設者たる銀行に対する債権を付与するものである。したがって、非流動性口座（compte bloqué⁽⁴⁾）の貸方に記入される預金通貨は、残高債権の質（残高債権の譲渡を参照）または金銭質を通じて、担保に供することができる。要するに、通貨の非物質化は、本報告の検討対象である各種の担保の間にある理論的には明確な境界線をかき乱しかねない。

理論的には、残高債権の質と金銭質の間の区別は明確である。残高債権の質は一種の特別な債権質であり、その唯一の特殊性は担保に供される債権の性質にある。すなわち、設定者が名義人である口座の残額の口座開設銀行に対する償還債権である。⁽⁵⁾ 金銭質は、担保に供された金額の所有が債権者に移転し、債権者がその金額の自由な処分権を直ちに取得するという効果による信託の仕組みである。

したがって、アプリオリには、これらを混同する理由は

何も無い。⁽⁶⁾しかしながら、金額が担保債権者たる銀行の帳簿に開設された非流動性口座に記帳された場合には、事情が異なる。⁽⁷⁾

7. 基本的な点では、金銭の信託的譲渡と口座残高の質の違いは、担保実行までの間の担保に供された金銭の所有が誰に帰属するかという点にある。信託的金銭譲渡においては、当事者の意思は、通貨の所有を債権者に移転することにあるのであり、その後には債権者が通貨を使用するか否か、すなわち、債権者が受けとった通貨を消費するののかそれとも口座に分別して保管するのかが問題にならない。反対に、口座残高の質の場合には、設定者は担保に供された金銭の所有者であり続け、口座開設銀行に対して設定者が保管する残高の支払債権についての排他的権利を債権者に付与するにとどまっている。

これらの条件において、非流動性口座に記帳された預金通貨があるときに、信託的譲渡があるというためには、金銭が設定者の口座から受益者の口座に移転されなければならない。実際、債権者が担保に供された金額の所有を取得するのは、債権者の口座への金額の記帳によってである。したがって、設定された担保の性質を決定づけるのは、非流動性口座の名義である。

口座が設定者の名義で開設されたままであれば（この口座が担保債権者たる銀行の帳簿にあったとしても）、金額は債権者に帰属しないので、口座質でしかあり得ない。⁽⁸⁾反対に、担保債権者の名義で開設された口座に記帳された金額は、当該金額が特定されたままであっても、担保目的の金銭の信託的譲渡である。⁽⁹⁾考慮されているのは口座の名義である。

B 事業債権の譲渡

8. 担保のための民法上の債権譲渡に割り当てられた民法典新二二三七三条ないし二二三七三―三条の大部分は、債権譲渡の一般的制度である民法典一三二一条ないし一三二六条を準用している。債権の信託的譲渡に関する特別規定は、担保に供され得る債権は現在または将来のものであり得ること、および、証書において示されなければならないと規定しているが（民法典二二三七三―一条）、信託的譲渡を通じて担保に供され得る債権の性質については何も示していない。しかし、譲渡目的債権の性質について、新規定は、民法上の債権譲渡の一般法規定と同様に、何らの制限を設けていない。したがって、譲渡可能な債権であれば、いかなるタイプの債権であつてもよく、したがって、とりわけ、

通貨金融法典L.三三三―三三三以下の意味での事業債権、すなわち、債務者の事業活動に際して生じた債権であつてもよい。言い換えると、譲渡対象となり得る債権の類型について、担保目的での民法上の譲渡の潜在的な適用範囲は、ダイイ譲渡の範囲を包含しているのである。

9. そこで、取引が、ダイイ譲渡の適用範囲に属する場合（信用機関、金融会社または投資ファンドのため、これらの機関から供与された信用を担保するための譲渡）に、当事者が民法上の譲渡の利用を自由に選ぶことができるかが問題となる。民法上の債権譲渡には、方式が緩い（必要の記載事項がない）という利点がある。反対に、民法上の債権譲渡は、ダイイ譲渡とは異なり、通貨金融法典L.三一三―二九条の承諾の対象となり得ない。したがって、譲渡目的債権の債務者が譲受人に支払う義務を直接に負い、譲受人に対する関係で放棄することを承諾することはできない。同様に、民法上の債権譲渡の制度は、譲渡が将来債権を対象とする場合には倒産手続においてより不利なものとなる（商法典L.六二二―二二条）。それでもやはり、ダイイ法の仕組みの適用対象である当事者が民法上の債権譲渡を利用することを望むこともあり得るかもしれないこと

に変わりはない。では、民法上の債権譲渡を選択したい当事者はこれを選択できるか？

かつて在庫質について、特別法上の仕組みと一般法上の仕組みの間における当事者の選択の自由をめぐって似た問題が生じていた。二〇〇六年三月二三日のオルドナンスに基づき、在庫質の設定について二つの仕組みが存在しており、一般法上の仕組みは民法典によって、特別法上の仕組みは商法典によって、規律されていた。ところが、商法典の特別法は民法典に基づく一般法よりも厳格なものであった。そのため、特別法上の制度の適用対象である当事者は、わざと一般法に服することを選択できることを望んでいた。破毀院は不当にもこれを拒絶していたが、その後、立法者はこの判例を覆した。⁽¹²⁾

担保目的での事業債権の譲渡についても同じことが問題となるだろうか？ 確実なことはとても言えない。第一に、在庫質と異なり、競合する二つの制度は同時に明文化されたものではない。第二に、とりわけ、破毀院は、要求された方式要件を満たさないダイイ譲渡が単なる民法上の譲渡になることを認めている。⁽¹³⁾したがって、このことは、特別法に属する状況において、一般法上の譲渡が行われ得ることを破毀院が認めていることを意味する。「偶然に」（ダイ

譲渡の無効を理由として) できることは、わざと行うことができて然るべきであろう。

II 債権や通貨を目的とする担保の設定

10. 現在フランス民法典に明文化されている債権や通貨を目的とする担保は、概して、有効要件については多くの共通点を示しているが (A)、対抗の要件については、明らかに異なっている (B)。

A 有効性

11. 現在では、すべての約定物的担保にならって、金銭 (民法上のまたはダイイ法上の) 債権質および担保目的での債権譲渡はともに要式契約であり、有効となるためには書面の作成を要する (金銭質については民法典二三七四—一条一項、民法上の債権譲渡については民法典一三二二条準用、債権質については民法典二三五六条)。ダイイ譲渡の場合には、設定証書は、これに加えて特別な記載事項を含んでいなければならないことが思い起こされる。いずれの場合も、被担保債権および担保目的債権の表示が含まれる以上、証書が公署証書であるか私署証書であるかは

区別しなくてよい。

12. この点について、これらの担保は現在および将来の債権を等しく担保し得るところ、被担保債権は、設定証書に記載される要素によって特定可能でさえあればよい。

反対に、これらの担保目的財産については、一方で債権質および債権譲渡と、他方で金銭質との間で区別されなければならない。債権質・債権譲渡の担保目的財産は債権であるのに対し、金銭質は一定額の金銭を対象としており、これはユーロまたは外国通貨のいずれも可能であり、通貨の選択可能性は国際的な取引の場合に限定されない (民法典二三七四条)。

他方で、これに加えて、現在または将来の債権を質入れしたり担保目的で譲渡したりすることは可能であるが、将来の一定額の金銭を担保目的で譲渡することは考え難いように思われる。条文はこのようなことを企図しておらず、また、とりわけ、担保目的での金銭譲渡の対抗力は通貨の債権者への現実の占有移転 (remise effective) を前提としている。これは、現在の一定額の金銭があるときにしかすることができない。たしかに、担保は第三者に対抗することができなくても設定することはできるが (例えば、公示のない抵当権)、金銭質の場合には、将来の金銭の譲渡

の内実が何であるかがわかりにくいのである。

B 対抗力

13. 債権上の担保と通貨上の担保の第三者対抗要件は異なっている。

14. 債権質および担保目的での債権譲渡は、一般法とダイイ法に基づく規定のいずれを適用して行われるにせよ、担保目的債権上に競合する権利を有すると主張する第三者⁽¹⁴⁾に、契約の日付から、方式なくして、対抗することができ(民法上の譲渡について民法典一三二三条、債権質について民法典二三六一一条、ダイイ譲渡について通貨金融法典L.三三三―二七条)。担保が私署証書によって設定された場合、争いがあるときは、証書の日付を証明するのは、自己の権利が先に成立したことを主張する譲受人や質権債権者であり、この証明はあらゆる方法によって行うことができる(債権質に関して、民法典新二三六一一条を参照)。

譲渡債権または質入債権の債務者への対抗については、担保が債務者に通知されるか、または、債務者がこれを確認しなければならぬ。これらがされない場合には、譲渡債権または質入債権の債務者は、譲渡人に対して有効に弁済し続けることができる(民法典一三三四条)。

15. これに対し、金銭質は一定額の金銭の債権者への現実の占有移転の時からしか第三者に対抗することができない(民法典新二三七四―二条)。したがって、金銭質は、有体物の質と同様に占有移転を伴う担保であるが、登録という選択肢はない。預金通貨に関しては、多くの場合において、この占有移転は受益者の口座への振込みによって行われる⁽¹⁵⁾。対抗要件については、金額が振り込まれていない限り、(金銭質の締結のみによって取得される)受益者の信託的所有は、設定者の他の債権者に対抗することができないことになる。したがって、他の債権者はこの金額を差し押さえることができる。

III 債権や通貨を目的とする担保の効果

16. 信託的担保であるか優先的担保であるかという質の違いにかかわらず、これらの担保は、債権者に排他的地位を付与するものであり(A)、このことは担保の実行について特に現れてくる(B)。

A 排他的権利

17. (民法上またはダイイ法上の)担保目的の債権譲渡

および担保目的の金銭譲渡（金銭質）は、信託的な担保である点で共通する。これらの担保は債権者に、担保に供された積極財産上の所有、つまり、排他的担保の真髄を付与する。この意味で、民法典第二三三三条は、「債権の所有は担保のために譲渡され得る」と、民法典新二三七四条は、「一定額の金銭の所有は……担保のために譲渡され得る」と規定する。

18. 債権質もまた、信託的担保ではないにもかかわらず、排他的権利、すなわち、質入債権の弁済を受領する排他的権利を、債権者に与えるものである。

二〇二一年九月一五日のオルドナンス以前は、民法典二三三三条は、「通知の後には、質権債権者のみが、元本についても利息についても、質に供された債権の弁済を有効に受ける。」と規定していた。このように、質入債権の債務者が通知を受けるか質権設定について確認すると、質入債権の債務者には質権債権者に対してしか弁済することができなくなる。¹⁶⁾

そして、破毀院は、少なくとも二度にわたり、質入債権の弁済を受ける権利（弁済受領権）を排他的権利であると判断していた。このことは、弁済受領権が、設定者の他の債権者が有し得る優先弁済権の順位と無関係に行使される

ことを意味している。質入債権の弁済により生じる結果に基づき、質権債権者は、優先弁済権がいかなる権利であろうとも、他のすべての債権者との競合を免れる。

二〇二一年九月一五日以来、民法典二三三三条は、この排他的弁済受領権が留置権であると明確化している（「通知の後には、質権債権者は、質に供された債権について留置権を享受し、質権債権者のみが、元本および利息について、弁済を受ける権利を有する。」）。¹⁸⁾ このような性質決定は、学説によって示唆されてきたものであった。¹⁸⁾ このような性質決定は、質権債権者の排他的弁済受領権が、質入債権の使用権限を設定者から奪い取るという事実を根拠にしたものである。というのも、債権の効用を生じさせるのは、債権の弁済を受領することだからである。要するに、質権債権者は、物に対する阻止権限（凍結権限〔*pouvoir de blocage*〕）を行使する有体財産の一次的な所持者と同等の立場にある。排他的弁済受領権の効力によって質権債権者が行使する権限は、留置権の内実を有する。

もっとも、このことは、破毀院が二〇一〇年五月二六日判決¹⁹⁾で黙示的に認めていたことである。この判決の文言によれば、破毀院は、質権債権者の排他的弁済受領権が、設定者につき倒産手続が開始してもなお、留置権と同様に存

続すると判示していたのである。

したがって、二〇二一年九月一五日のオルドナンスは、質権債権者の排他的弁済受領権がすでに有していた性質決定を民法典の中に明文化したに過ぎず、質権債権者に認められていた権利の内実を実際に変えることも、新しい権利を付与するものでもないと思われる。

19. 債権および通貨の担保が有する排他的権利（信託的所有および留置権）の利益は、二重の利益である。

第一に、排他的権利は、これを有する債権者を他の債権者との競合から保護するものである。このことは、優先事由が過度に増加し、また、フランスでは、事業に融資した債権者よりも租税負担・社会負担が優先されていることに照らしてみれば、非常に貴重なことである。単なる優先弁済権を有する「伝統的」担保は、多くの先取特権に劣後するので、債権者が弁済を受けるチャンスを増やすという担保の役割を全く果たせないか、果たせたととしても、それは十分ではない。

第二に、排他的権利が特に有用であるのは、債務者について倒産手続が生じた場合である。排他的権利を有する担保のみが、他の債権者にとって不幸をもたらすこの状況において一定の実効性を維持するのである。このことは、信

託的担保の場合（債権譲渡および金銭質）には、まさに目的財産が設定者の資産から逸出することの帰結である。しかるに、倒産手続は債務者の財にしか影響を及ぼさない。債権質については、すでに判示されていたように、留置権⁽²⁰⁾という性質決定は、質権債権者が直接に弁済を受ける権利が手続開始決定後も維持されることを保障するものである。

B 実行

20. 債権または通貨上の担保はいずれも排他的権利を付与するが、技術的には異なる実行方法に服している。とはいえ、これらの実行方法は、実務上等しい実効性を有することがわかる。

1 信託的担保

21. 信託的担保（民法上またはグアイ法上の担保目的の債権譲渡および金銭質）については、被担保債権の弁済期において、二つの状況が生じ得る。まず第一に、被担保債権が弁済されることがあり得る。この場合、担保に供された財は、その所有が譲受人に移転済みであるので、設定者の資産の中に戻されなければならない。

債権譲渡に関しては、設定者への所有の復帰は、自動的

にかつ特別な方式なく生じる。元譲受人から譲渡人への反対方向の譲渡をする必要はない。²¹⁾ 被担保債権が弁済されている場合には、担保目的で譲渡された債権は、譲渡人の資産の中に自動的に戻ってくる。しかし、最初の譲渡と被担保債権の弁済期の間に担保目的で譲渡された債権が譲受人に対してすでに弁済されていたという理由で、被担保債権が弁済された日付に譲渡目的債権がすでに存在しないということもあり得る。譲渡目的債権はもはや存在せず、一定額の金銭に代わっている。この場合、担保目的の債権譲渡は、金銭質に変化しており(民法典新二三七三—二条二項)、したがって、金銭質の解決に関する諸規定が適用される。

この点について、占有移転を伴う担保である金銭質の場合には、金額の所有の設定者の資産への反対移転は、現実の占有移転によって実現されなければならない。占有移転は、民法上の担保目的の債権譲渡の場合のようにもっぱら「法的な」ものではない。したがって、民法典二二七四—六条は、被担保債権が弁済期に弁済された場合において、債権者は、「譲渡された金額を、果実および利息を生じたときは増加した金額で」、譲渡人に返還する。実際には、譲渡された金額は、消費され、および/または、債

権者に属する他の金額と混和していることがあり得、したがって、この金額の同一性を特定することはできない。通貨の代替性を考慮すると、これはたいしたことではない。債権者が設定者に返還しなければならないのは、当初引き渡された金額と等しい金額であり、必要な場合には、この金額から生じ得る利息の額を加えなければならない。

22. 被担保債権が弁済期に弁済されない場合には、信託的担保の実行は、債権者がすでに目的財産の所有者であるということを検討してなされる。

担保目的の債権譲渡の場合には、担保権者たる債権者は、担保目的債権の弁済から得られる資金を用いて弁済を受け資格を有する。したがって、担保目的債権が、被担保債権の弁済期の日付においてまだ支払われていない場合には、被担保債権の弁済期の到来は、譲受人たる債権者の権利にいかなる影響を生じることもない。譲受人たる債権者は譲渡目的債権の弁済を受領する権利を有し、弁済時に受領した金額は当然に被担保債権に充当される。

被担保債権の弁済は、譲渡目的債権が譲受人たる債権者の手に支払われる時に、当該譲受人が譲渡目的債権の債務者から実際に受領した金額の限度で生じる。したがって、債権質の場合において流担保条項の実行から生じる状況と

は異なることは、明白である。流担保条項がある場合には、質権債権者は、質入債権の質権債権者への帰属付与によって、質入債権の価値の限度で弁済されるのであり、質権債権者が質入債権の債務者からその後実際に受け取る金額は問題にならない。これに対し、債権譲渡の譲受人は、譲渡目的債権が譲受人に対して実際に支払われない限り、譲渡人の債権者であり続ける。したがって、経済的にみると、被担保債権の債務者の無資力リスクを負担するのは譲受人ではない。この点が、債権質との比較における、民法上の担保目的の債権譲渡の決定的な切り札である。

23. 金銭質の実行は、民法典二三七四―五条によれば、被担保債権への金額の「充当」によって生じる。これは、信託の担保に特有の当然実行という方法であり、相殺や流担保条項とは異なる。譲渡された金額に対する債権者の権利は次のように変化する。すなわち、債権者は、実行時までに信託的所有を与えられているが、被担保債権の弁済期に弁済がされなかったという事実のみによって、終局的な所有を取得する。この仕組みは、二〇〇七年法に由来する信託に適用される仕組みと同一のものである。信託の仕組みによれば、債権者が受託者であるときは、債権者は、「担保目的で譲渡された財または権利の自由な処分権を取得す

る」(民法典二三七二―三条一項)。

24. 信託的担保の実行方法の独自性は、倒産手続の場合における実効性を保障することにある。実際、流担保条項の実行や相殺の発動を制限する倒産手続法の規定は、信託的担保の実行には適用されない。さらに債権者の信託的所有は覆されることもないので、したがって、金銭質および担保目的の債権譲渡は、倒産手続開始決定の後であっても実行することが可能である。

2 債権質

25. 債権質においては、質権債権者が直接に弁済を受け、排他的権利を行使して、担保が実行され得る。しかし、実際には、質入債権の弁済期が被担保債権の弁済期よりも先に到来するか否かによって異なる。

26. 被担保債権が請求可能となった日付において質入債権の弁済期が到来していない場合には、質権債権者には選択肢がある。質権債権者は、(あるいは裁判上の帰属変更を通じて、あるいは流担保条項の実行によって) 質入債権の自己への帰属変更を請求することができる。そうすると、質権債権者は、自らが名義人ないし所有者となった質入債権の価値の限度で、直ちに弁済を受けたものとみなされる。

この場合のリスクは、質入債権の債務者によって質入債権が弁済されないまま終わることである。こうした状況の下で、質権債権者は、質入債権が支払われる場合に受領する金額を被担保債権に充当するために、質入債権の弁済期が到来するのを待つことを選ぶこともできる（民法典二三六五条）。

質入債権の弁済期が被担保債権の弁済期よりも先に到来し、質権設定が通知されていた場合には、質権債権者が質入債権の弁済を受けることになる。この場合、質権債権者は金額を保持することができるが、この金額上に、質権債権者は他の債権者に対抗可能な排他的な権利を有している。民法典新二三六四条二項は、この場合に、質権債権者は、「金銭を受領する権限を付与された金融機関にそのために開設された特別の口座において」、この金額を保管しなければならぬと規定する。このように、質権債権者は所有者として質入債権の弁済を受けたわけではないが、所有者と同様に、この金額上に他の債権者との競合で傷つかないうる権利を有する。

27. 債権質のこのような実効性は、倒産手続が生じた場合でも維持される。

倒産手続が生じた場合、質権債権者の直接に弁済を受け

る権利は存続する。しかし、グレイ譲渡の場合とは異なり、質権債権者が弁済として受領する金額は質権債権者に帰属しない。というのも、質権債権者はその金額の出どころとなる質入債権の所有者ではないからである。もつとも、質権債権者は、この金額を保持する権利を有するのであり、これにより、質権債権者は質入債権の弁済として受領した金額の一次的所持者となる。したがって、債権質が第三者によって設定される場合（他人のための物的担保）を除き、質権債権者は、受領した金額の返還について設定者の債務者であると同時に、被担保債権について設定者の債務者でもある。互いに負い合うこれらの債務は、被担保債権の弁済期に相殺によって消滅することになる。言い換えると、質権債権者は、設定者に返さなければならぬ金額について弁済を受け、実際には、弁済として受け取った金額を、被担保債権の額を限度に保持する。

設定者たる債務者が倒産手続の対象となるという状況は、この結果に何ら変更を生じるものではない。実際、質権債権者の返還債務と被担保債権は、牽連関係によって結びついている。たしかに、これらの債権は別個の契約（質権設定契約と質によって担保される信用供与契約）から生じたものであるが、しかし、一つの包括的な経済的取引（融資

取引)の実現に一致して向けられたものであり、牽連関係の認められる一場面である。⁽²⁸⁾

28. 結局のところ、倒産手続の場合に質権債権者の直接に弁済を受ける排他的な権利(留置権という性質決定の帰結である)が維持されることと、牽連関係のある債権についての相殺のルールが結びつくことによって、債権質には信託的譲渡の実効性といわば同等の実効性が与えられている。このこともまた、二〇二一年九月一五日のオルドナンス以降の債権および通貨上の担保の共通点である。

- (一) Ord. n° 2021-1192, 15 sept. 2021, portant réforme du droit des sûretés : JO 16 sept. 2021, texte n° 19.
- (二) V. not. : Cass. Com., 26 mai 2010, n° 09-13388, Bull. civ. IV, n° 94; RTD civ. 2010, 597, obs. Crocq; JCP G 2011, 226, n° 19, obs. Ph. Delebecque; Dr. et part. Sept. 2010, p. 96, obs. Ph. Dupichot; RDC 2010, 1338, obs. A. Aynès-add. A. Aynès, La fiduciaire-sûreté par et hors les textes, RDBF sept-oct. 2014, n° 41, p. 85 et s.
- (三) V. not. : Cass. com., 6 février 2007, n° 05-16649, RTD civ. 2007, 373, obs. Crocq; RDC 2008, 425, obs. A. Aynès.
- (四) 動いている間の銀行口座の将来の残高は、債権質によつてしか担保としての引当てにすることができない(民法

典二三六〇条)。というのも、口座の名義人である設定者は、担保実行時まで、口座の貸方に記載される金額の処分権を維持することを望むからである。

(5) 動いている間の口座の場合について、同趣旨のものとしては、民法典二三六〇条を参照。これに加えて、H. Synvet, *Le nantissement de compte*, Dr. & Patr. 2007, n° 161は、「民法典二三六〇条は、口座質を債権質のカテゴリーの中に明確に整理している」と述べる。

(6) 実務上、これらの担保はいずれも「金銭質」と性質決定されることが多い。しかし、この呼び方は、いずれの場合にも専門用語として議論の余地がある(例えば、以下の記述を参照された)。S. Bros, *Lamy droit des sûretés*, étude n° 268 : Gages sur sommes d'argent, n° 258-6は、「各種の形式の下でさまざまな呼び名を用いて一定額の金銭を債務の履行の担保の引当とすることは、よく使われかつ、効率的な担保である。[……]一定額の金銭に設定された担保は金銭質と命名されることが多い。この表現は誤解を生じるものであり、中には完全なる間違いである」と述べる。また、D. Legéais, *Le gage-spécies après la réforme des sûretés*, Dr. & Patr. 2007, n° 162, p. 70は、「設定された担保の性質に関する」疑問は、「第一に、「金銭質」という呼び名が示すところの実務が多様であることによる。この概念は、互いにかなり異なる担保

に適用されている」と述べる。)

民法典二三三三条によれば、「質 (gage) は、設定者が債権者に、動産または現在もしくは将来の有体動産の集合について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を付与する合意である」。したがって、質 (gage) は必然的に有体動産を対象とするものである。したがって、預金通貨上にその名の通りの質 (gage) を設定することは認められないだろう。預金通貨は無体動産だからである。

(7) 反対に、担保に供された金額が記帳されている口座が債権者と異なる「金融」機関の帳簿に開設されており、かつ/または、設定者の名義で開設されている場合には、債権者のための所有の移転がなく、口座質 (nantissement de compte) 以外の何物でもあり得ない(とりわけ、S. Bros. Lamy droit des sûretés, précitée, n° 268-27を参照。すなわち、「いかなる文言が用いられていたとしても、①口座が非流動的であり、②設定者の名義であり、③口座が債権者ではない金融機関の帳簿にある以上、担保の受益者たる債権者に対するいかなる所有の移転も直ちに生じることとはなく」)。

(8) 以下の記述を参照されたい。例えば、Ch. Larroumet, note sous Cass. Com., 17 mai 1994, D. 1995, 124 は、「銀行口座の残額は、顧客の銀行に対する債権である。したがって、預金通貨が担保のために債権者に供された場合に、そ

れは顧客の銀行に対する債権の質以外の何物でもない。

「……」口座がその名義人、つまり質の設定者、の名前で開かれたままになっているときも、もちろん同様である」と述べている。S. Bros. Le gage-espèces, Dr. & Par. 2007, n° 161 は、「債権者は、非流動性口座の名義人ではないので、当該口座に記帳された金額の所有者ではない」と述べている。

(6) Cass. Com., 6 février 2007, n° 05-16649, RTD. civ. 2007, 373, obs. Crocq ; RDC 2008, 425, obs. A. Aynès. 本件において、金銭は、債務者によってその債権者(銀行)に交付されていたが、「文書上の便宜だけのために」Xの名義で、専ら当該銀行内部のものとして開設されているが、その名義人のものではない口座の貸方に記帳されていた。したがって、これは口座質ではなく、信託的譲渡であった。

(10) 二〇二一年九月一五日のオールドナンスによって削除された。

(11) Cass. ass. plen. 7 décembre 2015, n° 14-18435.

(12) V. désormais, C. com., art. L. 527-1.

(13) V. par exemple : Cass. com., 16 octobre 2007, n° 06-14675, Bull. civ. IV, n° 217.

(14) とりわけ、譲渡人の他の債権者(無担保債権者および先取特権債権者)や場合によっては第二譲受人を指す。

(15) 硬貨または紙幣の交付によって行われる保証金の場合

は別である。この場合には現金の引渡しによって占有移転が行われるからである。

(16) 質入債権の弁済受領権を有するのが質権債権者であるとしても、設定者が「質入債権の」名義人／所有者であり続ける。民法典二三六三条二項が、設定者に、質入債権の債務者に対して支払を請求する権能、すなわち「履行を請求する」権能を認めたのは、そのためである。言い換えると、設定者は、質入債権の債務者に支払を請求することができ、この債務者は質権債権者に支払うことになるためである。

(17) Cass. 2^{ème} civ., 2 juillet 2020, n° 19-11417 et 19-13636 ; JCP G 2020, doct. 1052, n° 15, obs. Ph. Delebecque ; D. 2020, 1940, note J.-D. Pellier ; RTD civ. 2020, 666, obs. Ch. Glisbers; Cass. 2^{ème} civ. : 17 septembre 2020, n° 19-10420 ; JCP G 2021, doct. 418, n° 24, obs. Ph. Delebecque – add. M. Julienne, *Le nantissement enfin pris au sérieux*, Banque & Droit n° 193, sept.-oct. 2020, 19, 破毀院第三民事部二〇二〇年七月二日 nos 19-11417 et 19-13636 ㉔ 「解約返戻金を生じ得る解約可能な生命保険契約の質（一種の債権質）の受益者たる債権者は、解約返戻金の価値によって排他的弁済受領権 (droit exclusif au paiement) を有し、これにより、先取特権者も含む、保険契約者の他の債権者とのいかなる競合も排除する」と判示した。

(81) D. Legeais, *Droit des sûretés et garanties du crédit*,

LGDJ 13^{ème} éd. 2019, n° 524 ; L. Aynès, P. Crocq et A. Aynès, *Droit des sûretés*, LGDJ 14^{ème} éd. 2020, n° 259 ; A. Aynès, La consécration des droits de rétention, D. 2006, 1301, n° 5 ; L. Bougerol, *Exclusivité et garanties de paiement*, LGDJ 2012, n° 69 et s. - contra : M. Julienne, *Le nantissement de créance*, préf. L. Aynès, thèse Economica 2012, n° 119.

(81) Cass. com., 26 mai 2010, n° 09-13388, Bull. civ. IV, n° 94 ; RTD civ. 2010, p. 597, obs. P. Crocq ; RDC 2010, p. 1338, obs. A. Aynès ; Dr. et patr. sept. 2010, p. 96, obs. Ph. Dupichot ; JCP G 2011, 226, n° 19, obs. Ph. Delebecque.

(82) Cass. com., 26 mai 2010, n° 09-13388, précité.

(82) V. en matière de cession Dailly : Cass. Com., 19 septembre 2007, Bull. civ. IV, n° 275 ; D. 2007, RTDcom., 2008, 162, obs. D. Legeais, RD banc. fin. 2007, n° 209, obs. F. Crédot et Th. Samin ; Banque et droit, nov. dec. 2007, 30, obs. Th. Bonneau ; RDC 2008/03, p. 865, obs. A. Aynès – Et en matière de cession civile : C. civ., art. 2373-3 : « *Le créancier recouvre de plein droit la propriété de* » la créance affectée en garantie.

(82) Cass. com., 19 mars 1991, n° 89-17083 ; JurisData n° 1991-001048 ; Bull. civ. IV, n° 105 ; RJC 1992, p. 24, note Pédamon ; D. 1992, somm. 257, obs. Derrida.